

私設メーター設置基準

(平成22年12月22日設定)

(目的)

- 1 この基準は、私設メーターの設置に関し必要な事項を定め、もってさいたま市給水条例（平成13年条例第278号）に基づき市が貸与する水道メーターと、私設メーターとの取扱いを区別することを目的とする。

(用語の定義)

- 2 この基準において用いられる主な用語の定義は、次のとおりである。
 - (1) 「局」とは、さいたま市水道局をいう。
 - (2) 「局のメーター」とは、水道メーター設置基準（平成22年7月1日設定）第2項のメーターをいう。
 - (3) 「私設メーター」とは、局のメーター以外のメーターをいう。

(私設メーターの取扱い)

- 3 私設メーターの取扱いについては、次のとおりとする。
 - (1) 局のメーターの代替とするような私設メーターの設置は認めない。
 - (2) 諸事情により水量の確認が必要な場合は、設置条件を遵守することを条件に私設メーター設置条件承諾書（別記様式）を提出し、局のメーターの二次側に限り私設メーターの設置を妨げない。
 - (3) 局は私設メーターの検針、検査、取替え等を行わない。
 - (4) 局は私設メーターの計量、料金徴収等には一切関知しない。

(設置条件)

- 4 私設メーターを設置する場合は、次の各号を遵守すること。
 - (1) 私設メーターの設置位置は、局のメーターの二次側であること。
 - (2) 給水装置に設置する私設メーターは、給水装置の構造及び材質に関する省令（平成9年厚生省令第14号）で定める基準に適合していること。
 - (3) 私設メーターの設置に係わる工事は、さいたま市指定給水装置工事事業者が施行すること。
 - (4) 私設メーターの設置に係わる一切の費用は、申込者が負担すること。
 - (5) 私設メーターの維持管理に係わる一切の費用は、使用者等が負担すること。
 - (6) 設置する私設メーターの本体には、局のメーターと区別できるように「私設メーター」と書いた札を取り付けること。
 - (7) 私設メーターに局のメーターと混同しやすい表示等を行わないこと。
 - (8) 私設メーターの設置個数は、必要最小限にすること。
 - (9) 私設メーターの設置により発生した計量等に係わるトラブルについては、申込者又は使用者等の責任において処理し、局に異議を申し出ないこと。
 - (10) 前各号のほか、局から私設メーターの設置に係わる指示があった場合は、その指示を遵守すること。
 - (11) 使用者等を変更する場合は、前各号について譲受人に継承すること。

(経過措置)

- 5 この基準の施行前に設置された私設メーターについては、次のとおりとする。
 - (1) この基準の施行前に設置された私設メーターについてもこの基準により取扱うものとする。
 - (2) 私設メーター設置条件承諾書を未提出で私設メーターを設置している場合は、速やかに提出すること。

附 則

この基準は、平成23年1月1日から施行する。

附 則(令和3年3月30日水業給第4648号)

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

私設メーター設置条件承諾書

（あて先）さいたま市水道事業管理者

申込者 住所又は所在地
 氏名又は名称
 代表者氏名 TEL

（※）本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

設置場所 さいたま市 区 丁目 番（地） 号
 （建物名） 号室

水道番号 第 号

私設メーター口径 mm mm mm mm

設置個数 個 個 個 個

指定給水装置工事事業者

指定番号
 住所又は所在地
 氏名又は名称 TEL
 代表者氏名
給水装置工事主任技術者

（※）本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

上記設置場所に私設メーターを設置するに当たり、下記の条件を承諾します。

記

1. 私設メーターの設置位置は、市の貸与するメーター（以下「局のメーター」という）の二次側であること。
2. 給水装置に設置する私設メーターは、給水装置の構造及び材質に関する省令（平成9年厚生省令第14号）で定める基準に適合していること。
3. 私設メーターの設置に係わる工事は、さいたま市指定給水装置工事事業者で施行すること。
4. 私設メーターの設置に係わる一切の費用は、申込者が負担すること。
5. 私設メーターの維持管理に係わる一切の費用は、使用者等が負担すること。
6. 水道局（以下「局」という）は、私設メーターの検針、検査及び取替え等を行わない。
7. 局は私設メーターの計量及び料金徴収等には一切関知しない。
8. 設置する私設メーターの本体には、局のメーターと区別できるように「私設メーター」と書いた札を取り付けること。
9. 私設メーターには、局のメーターと混同しやすい表示等を行わないこと。
10. 私設メーターの設置個数は、必要最小限にすること。
11. 私設メーターの設置により発生した計量等に係わるトラブルについては、申込者又は使用者等の責任において処理し、局に異議を申し出ないこと。
12. 前各号のほか、局から私設メーターの設置に係わる指示があった場合は、その指示を遵守すること。
13. 私設メーターの使用者等を変更する場合は、前各号について譲受人に継承すること。